# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## 8月1日から有効の
## 新しい被保険者証を7月にお送りします

新しい被保険者証は、7月中に簡易書留郵便で発送します。

●**8月1日は、年に一度の被保険者証の更新日です**
更新にともない、現在、後期高齢者医療制度に加入しておられる方全員の被保険者証が新しくなります。

●**8月1日からは、今お持ちの被保険者証は使えません**
平成26年8月1日以降は、今お持ちの被保険者証は使えませんのでご注意ください（有効期限をお確かめください）。

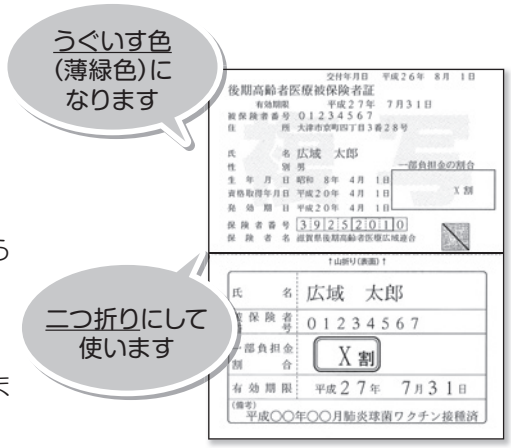


## 平成26年度の保険料の額を7月にお知らせします。

後期高齢者医療制度の被保険者の方に、平成26年度の1年間の保険料の額や、お支払の方法についての通知書を7月に郵便でお送りします。

なお、平成26・27年度については、保険料率を以下のとおり改定しました。被保険者の皆様にこれからも安心して医療を受けていただくため、ご理解を賜りますようお願いいたします。

●**平成26年・27年度保険料率**

| 区　　分 | 保　険　料　率 | |
|---|---|---|
| | 平成24・25年度 | 平成26・27年度 |
| 被保険者均等割額 | 41,704円 | 44,886円 |
| 所　得　割　率 | 8.12% | 8.73% |
| 年間保険料の上限額 | 55万円 | 57万円 |

●**保険料の計算のもとになるのは？支払い方法は？**
平成26年度の保険料は、平成25年中の所得にもとづいて計算します。
通知書の「特別徴収」の欄に金額が記載されていれば、その金額を年金から直接お支払いいただきます。
「普通徴収」の欄に金額が記載されていれば、納付書か口座振替でお支払いいただきます。

※平成26年度の住民税が世帯全員非課税の方は、医療機関に「限度額適用・標準負担額減額認定証」（以下、「限度額認定証」という。）を提示すると、同一医療機関での窓口負担が、ひと月の限度額までとされたり、入院時の食事代が減額されます。

平成26年7月31日まで有効の「限度額認定証」をお持ちの方で、平成26年8月以降も該当する方には、原則として新しい被保険者証に同封して郵送します（更新手続きは不要）。

なお、対象となる方で限度額認定証をお持ちでない方は被保険者証と印鑑（スタンプ式でないもの）をご持参のうえ、住民課で申請してください。

**◆問い合わせ先**　住民課　保険年金担当　☎㊷6571　または
滋賀県後期高齢者医療広域連合　☎077-522-3013　HP http://www.shigakouiki.jp/